

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 12 日現在

機関番号：34315

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2016

課題番号：25420660

研究課題名(和文) コミュニティ自治を支える拠点機能・事務局機能の重要性とその成立要件に関する研究

研究課題名(英文) Study on the importance and necessary conditions of the hub space and the management staff for the Self-government of Community Organizations

研究代表者

乾 亨 (INUI, Ko)

立命館大学・産業社会学部・教授

研究者番号：90278482

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：近年多くの自治体が取り組みつつある「制度化された地域自治組織」の仕組みや実践事例の調査研究を通して、地域自治組織が自由に使える「拠点」と、地域組織の運営を下支えする「事務局機能」の存在が、コミュニティ自治力の向上(コミュニティ活動の活性化・地域運営力の向上)のために重要であることを明らかにした。
調査対象事例は主に、神戸市の真野地区まちづくり推進会、福岡県下の自治協議会組織、京都市本能学区のまちづくり活動である。

研究成果の概要(英文)：It has been observed during recent years that many autonomous communities have started taking up "Institutionalized Community Organizations" as their task. By studying their formations and the examples of their actual practices we have proved the "Community Hub Space" that any community organization can easily use and the "Role of Organizer" that supports the operation of community organization are the important factors in order to enhance the self-government potential, that is to say, the vitalization of the activity and the enhancement of capability to operate the community.
Major examples we referred to in this study are: The Community Propellant Society of Mano district in Kobe, the People-driven Community Committee in Fukuoka prefecture, and the activity to organize the community in the Kyoto Honnoh school district.

研究分野：都市・地域計画

キーワード：コミュニティ 地域自治組織 地域運営 拠点 事務局機能

1. 研究開始当初の背景

阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験を経て、災害時の助け合いや安心・安全まちづくりにおける地域コミュニティの重要性がより注目される中、多くの自治体で、共助型まちづくりへの取り組みや、地域課題を話し合い共有する場づくりのため「地域コミュニティとしてのまとまり」をつくるという政策に向かいつつある。研究着手時点で既に、全国のほぼ5割の基礎自治体において、小さな領域(おおむね小学校区)のコミュニティを対象に、地域コミュニティ自身が地域を運営し、地域課題に包括的に取り組む「包括的地域自治組織」(協議会型住民自治組織。以下「自治的協議会」)の成立を促し、その組織を自治体がパートナーシップの相手として認定する「コミュニティの制度化」の動きが進んでおり、現在も進行中である。

その一方、自治会加入率の低下や役員層の高齢化など、地域コミュニティの希薄化・地域コミュニティ組織(以下「地域組織」)の弱体化は急速に進行しつつある。いまだに多くの地域では、地域組織の活動が継続され住民の暮らしを支えているとはいえ、現状のまま推移すれば、「コミュニティを基盤として」「自治的協議会を創設し」「地域で地域を運営する」という政策の実現は困難である。

「コミュニティによる共助と自治(地域運営)」が可能となるには、根本的には、地域内の人的ネットワークの拡がりや地域リーダー層の充実が求められるが、現在の社会状況(流動化・経済的不安定等)のなかでは、地域内発的でボランティアな動きにのみ期待するだけでは実体化は難しい。地域コミュニティに残された力をうまく活かしつつ、地域での共助や地域運営を実体化させていくための有効な方策を、現実的に即して提起することが急務となっている。

2. 研究の目的

地域内の人的ネットワークの弱さやリーダー層の手薄さは多くの地域に共通の悩みであるが、いくつかの先進的地域組織では、独力で、あるいは当該自治体行政の政策的な位置づけと支援を受けて、活動の拠点として自由に使える場所(公民館や自治会館など)や事務局機能(実質的、継続的に活動を担う人材)を備えることで、(不十分ながらも)地域で地域を運営する状況を実体化させている。

本研究では、このような先駆的事例に着目し、場所(空間とその使われ方)と人(企画・運営のコーディネーター)の相互連関の関係について詳細な実態調査を行うことで、各事例の「活動拠点機能」「事務局機能」の実態と役割、成立の背景などを明らかにし、もって、「地域で地域を運営する包括的地域自治組織」を有効に機能させる方策(自治体にとっては政策)としての「活動拠点」「事務局機能」の重要性とそのための成立要件を明ら

かにすることを目指した。

3. 研究の方法

本研究では、いくつかの先進事例地において、事務局機能を構成する要件である「場所」と「人的資源」の状況について、以下に示す視点にもとづいてフィールドワーク型の調査を行い、その成果を比較検証した。

(1) 調査の視点

行政との関係 = 活動拠点・事務局機能の主体(行政のサポートの有無や役割)場所の物的性能(広さや設備など)と利用状況(利用頻度や内容・人数等)の関係人的資源 = 地域内現有人材の把握・有償か無償か・(拠点に)常駐か否か、等地域組織の活動状況や組織の仕組み・行政との関係
行政のコミュニティ政策 = 協議会型住民自治組織の制度化状況・支援体制(拠点・事務局)など

(2) 調査対象

福岡市調査

1)福岡市コミュニティ推進課ヒアリング(政策・全体の動き・個々の協議会のデータ等)

2)個別自治協議会調査(組織・活動内容・拠点 = 公民館利用状況等)

・片江校区、南片江校区、城南校区、金山校区、堤校区、壱岐南校区(13年度)

・小田部校区、脇山校区、野芥校区、金山校区(14年)

・片江校区(15年)

・多々良校区、小田部校区(16年)

福岡周辺自治体調査

1)宗像市赤間コミュニティセンター(13年)

2)北九州市西小倉市民センター(13年)

3)佐賀市協働推進課ヒアリング(14年)

4)筑紫野市、久留米市、大牟田市コミュニティ政策担当者ヒア(15年)

5)大牟田市「校区公民館」の仕組調査

コミュニティ推進課 + 大牟田中央校区、服部校区、港校区、大正校区ヒア(16年)

他自治体調査

1)大阪市区政支援室地域力担当ヒア + 緑地区協議会ヒアリング(14年)

真野地区まちづくり推進会(神戸)参与型観察(13~16年度)

= 組織の仕組み・活動状況・事務局機能・拠点活用状況などの継続的観察調査

京都市の先進的地域組織参与型観察(13年~16年度) = 主に本能学区 + 春日学区において、組織の仕組み・活動状況・事務局機能・拠点活用状況などの継続的観察調査

六原学区ヒアリング(16年)

4. 研究成果

研究の中で明らかになった成果を(1)事務局機能の重要性、(2)拠点機能(場所)の重要性、(3)これからの地域組織(仕組み)

のありかた、としてまとめる

(1) 事務局機能の重要性

「地域で地域を運営する」ことを目指すほど、取り組むべき地域課題とそのための継続的事業は質・量ともに大きくなり、役員の散発的でボランティアな活動では限界がある。

調査の中で、地域運営に積極的に取り組んでいる地域組織では、専従あるいは半専従的に活動を担う人材とその活動の場（事務局機能）を備えている状況を明らかにした。事務局機能の在り方は以下のいくつかのタイプに分類しうる。

政策的に自治体がバックアップする事例

1) 公民館職員活用型

例えば福岡市の場合、校区単位で設置された公民館が、「自治的協議会」と連携しながら地域コミュニティ活性化のための事業に取り組むと、市の政策で位置づけられている。

公民館は市施設であり、職員（館長・主事・事務員）は市から雇用された準公務員であるため、公民館事務（行政業務）と自治協事務は明確に分離されているが、実質的には、「企画立案・運営」や「広報」など、継続性・戦略性が必要とされる事業を、「自治協と共に行う地域活性化業務」として公民館職員が担うことで、自治的協議会の活動の幅と質が担保されている。さらに、公民館職員は当該地域住民から採用されるため、実質的には、地域住民として地域活動に参画する有償事務局員事的役割を果たしていることになる。

この方式は、質の高い事務局を備えうる点、公民館施設（拠点＝後述）を有効に活用しうる点などが利点であるが、地域組織の行政からの自立性という点では問題がある（調査では、公民館職員の立ち位置の曖昧性等についての指摘があった）。

2) 管理業務委託型

例えば福岡県宗像市では、公民館（に類する地域コミュニティ拠点）を地域組織（自治体が認定した自治的協議会）に事務経事業も含めて管理委託することで、公民館事務局（地域組織内人材であるが、業務委託により有償）が「企画立案・運営」「広報」など継続性・戦略性が必要とされる業務を遂行している。この場合、地域組織自体が1)と同レベルの事務局体制を保有することになるので地域としての自立性が高く、1)のような「行政との関係の曖昧性」は生じない。一方、事務局の力量（企画力や組織運営力）は地域組織によって差が生じうる。

3) 事務局員費用助成型

自治的協議会の制度を取り入れた行政のなかには、地域活動活性化のための包括補助金を「事務局経費」として利用することを認めている場合が多くみられる。この場合、理論上は「地域組織が自前で事務局を雇用する」ことも可能ではあるが、補助金だけで有能な事務局長を常勤で雇用することが難

しいため、どこの自治体でも、会計事務などの「事務作業」を行なう事務局員の雇用に留まっている。

地域独自で事務局機能を備える事例

活動性の高い組織体制を自律的に立ち上げた地域組織では、必要にかられて、自前で事務局体制を創りあげているところが見つかる。いまだ少数であるが、他地域のモデルとなりうる事例と考えている。

<真野地区まちづくり推進会（神戸市）>

1980年、神戸市のまちづくり条例に基づいて設立された校区単位の「まちづくり協議会」。住民主体のまちづくりの取り組みでよく知られている。阪神・淡路大震災以降、地域住民リーダーの一人であるSm氏（早期退職者）が実質的専従事務局長としてまちづくりの方向性を示すことで、推進会は地域課題に対して継続的に取り組むことができています。

<六原学区自治連合会（京都市）>

2000年に、校区の自治会と各種団体を統合して自治連合会を立ち上げた際に、実務を担う若手組織として事務局を設立し、若手地域リーダーのSg氏が就任。以降、自治会長、自治連合会長が変わっても事務局長のSg氏が地域課題の取り組みを継承、発展させてきた。

<緑地域活動協議会（大阪）>

大阪市の政策で立ち上げられた「自治的協議会」のひとつ。2012年設立時からリーダーのK氏が事務局長的役割を担い、「NPO法人緑・ふれあいの家」を設立、大阪市からの業務受託やその収益を活用しての高齢者支援（有償ボランティア）などに取り組んでいる。

以上の調査により、事務局機能（専従・半専従的）を備えることの有効性を明らかにすることができた。ただし、専従事務局を持つということは、地域住民役員のボランティアな活動で支えられてきた従来型の地域組織のあり方を大きく転換させるものであり、場合によっては、有償事務局への業務の集中（事務局まかせ）や権限の集中（事務局が勝手に進める）などの弊害も予想されるため、その採否についてはいまま少し検証が必要である。

(2) 拠点機能(場所)の重要性

地域組織が、地域課題解決のための種々の地域活動、例えば「子育てサロン」や「カフェ」、「給食サービス」などに積極的に取り組むためには、事務局機能と並んで、一定の広さと設備を備え、常時使用可で、寄り付きやすい「場所＝地域拠点」を地域組織が保有していることが重要な要件であることを明らかにした。「いい空間（雰囲気や使い勝手、さらには管理）」であればなおいい。

地域の中に「そこに行けば何かある。そこに行けば誰かいる」という場所があるということは、住民間あるいはリーダー間の交流機会創出という効果もある。以下に、調査で浮かんできた「拠点」のタイプと事例を示す。

公的施設（公民館など）の地域利用

現在、多くの自治体で公民館が地域活動の拠点として活用されている。公民館は、社会教育法に基づいて、市町村が社会教育の場としておおむね小学校区あるいは中学校区程度の範囲ごとに設置する施設であり、職員が常駐し運営にあたっている。以前は、教育委員会所管の社会教育施設であるため使途が限られていたが、近年、地域との連携をすすめるため、市民参加や市民協働を担う市民部局に所管替えをしたり教育委員会との共同所管にすることで、地域活動の拠点として活用する自治体が増えてきている。

<福岡市の校区公民館>

小学校区単位で設置されている公民館施設の運用を市民局のコミュニティ推進部が行うことにしたうえで（所管は教育委員のまま）「校区自治協議会（自治的協議会）と連携して地域活性化に取り組む施設」と位置付けている。館長・主事・職員は準公務員であるが、当該地域の人材を採用（自治的協議会推薦）。小学校近くや集落の中心など地域のなじみの場所に立地する。規定によりどの公民館も、延床面積 120 坪、集会室・会議室・和室・調理室など充実した設備を保有する。公民館の一角に自治協議会事務局を設けているところも多く、自治協との連携は密である。職員が常駐する公的施設を地域が常時活用できることは、福岡市の地域活動の活発化にとって極めて有利に機能している。

<北九州市の市民センター>

旧来の中学校区単位で設置されていた公民館を、市民部局の地域振興課に所管替えしたうえで一小学校区一施設に増設し、校区単位のコミュニティ活動を支える施設と位付けた。ただ、館長・職員を一般公募したため、事務局と地域組織との連携はあまり深くないケースが多い。

公共施設の地域管理

地域の公共の福祉向上のために、地域単位で設けられた公共施設の管理を地元地域組織が任されることで、地域拠点として有効に活用されている事例がある

<宗像市の公民館>

施設規模、設備などは福岡市同様高い水準にある。加えて、管理運営が地域組織（校区の自治的協議会）に委託されているため、組織側の裁量で自由に使用できる（「事務局機能」の項参照）

<神戸市の地域福祉センター（真野地区事例）>

神戸市は地域福祉活動の推進を図るため、「神戸市ふれあいのまちづくり条例」のもと、各小学校区ごとに、地域福祉センターを設置し、地域の福祉関係団体・公共団体の代表者と自治会・婦人会・老人クラブ・民生委員児童委員協議会・子供会・青少年育成協議会など地域の各種団体住の参加で設立された「ふれあいのまちづくり協議会」にその活用を委任している（ふれあいのまちづくり協議会の

構成団体は地域によって多少異なる）。設置目的は「地域福祉」と限定的ではあるが、集会室や調理室などを備えた施設を地域組織が自由に活用できるため、地域側の姿勢によっては極めて有効な地域拠点となる。

神戸市の場合、ふれあいのまちづくり協議会の活動には一定の助成金が出ることも、活動性・施設利用度の向上に寄与している。

公民館など公共施設の場合（上記）地域組織の拠点になっているとはいえ一定の利用制限があるが、地域管理の場合は昼夜を問わず極めて柔軟な利用が可能である。

例えば、地域組織が連携し（協議会方式）包括的に地域課題に取り組んでいる神戸の真野地区の場合、震災後に建設された地域福祉センターは、給食サービスや映画会だけでなくさまざまな催しや地域の会議、懇親会などに活用され、稼働率はきわめて高い（定点観察調査によれば、ほぼ毎日なんらかの利用がある）。

地域が自前で建設した自治会館など

古くから村や町にあった町有・村有の自治会館（町家・公会堂など、名称はさまざま）がいまも存続し活用されている地域もあるが、行政の補助を受け、地域で拠金を募って地域活動の拠点となる自治会館を建設している地域も多い。特に、政策的に公民館が建設されていない自治体（京都市や大阪市）では、校区ごとに地域組織が寄付を募り自治体の助成を受けて自治会館、地域集会所を設置している。ただ、資金や土地の問題があり、相対的に規模が小さいため、地域住民全体を対象とするような活動には適さない施設が多い（自治体の補助金額の多寡により規模の差はある）。

小学校空き教室等の転用

近年児童数が減少する中、多くの地域で、小学校空き教室を地域組織の管理に委ね、地域交流拠点として活用するケースが増えている。例えば京都市の場合（公民館はない）もともと小学校が地域コミュニティの核であるという歴史的背景もあいまって、かなり以前から小学校の空き教室を「地域サロン」「ふれあいサロン」などの名称で地域組織に無料で貸与してきた。地元住民にとってなじみ深い小学校にあるということは地域拠点としては有利であり、日曜カフェの開催など活発に活用されているが、元教室なのでさほど広くなく調理器などの設備もないうえ、利用時間なども地域の自由にならない場合が多く、地域拠点としての機能は弱い。ただ、学校側の協力を得て家庭科教室や体育館などを活用することが可能であるし、なによりも（学校側の姿勢にもよるが）子どもたちとの交流、あるいは学校を介しての PTA（親世代）との交流が図りうるという利点も大きい。

事例調査を通じて、地域組織が地域課題解決のための種々の地域活動に取り組むためには、「いつでも自由に使える（夜も）」「7～

80人規模(可能なら100人規模)の人を収容できる集会室(食事なども可能)」と「調理室(調理実習もできることが望ましい)」が必要であることに加え、「地域組織の事務室(PC・コピー機、できれば輪転機を備えた)」「倉庫(地域イベント用具)」が必要なことが明らかになった。

ただ、先述したように、地域だけでは上記レベルの拠点を整備することは難しい。地域活動活性化のためには、各地の公民館あるいは神戸市の地域福祉センターのように一定の規模と設備を備えた施設を行政側が(地域と協議して)用意し、管理を地域に委託することで地域拠点化することが望ましい。「ハコモノ」行政という言葉が批判的に語られてきたが、やはり「ハコモノ」も重要であることが明らかになった。

(3) これからの地域組織の在り方

以上、地域組織が地域課題に取り組み「地域で地域を運営」していくうえでの「拠点となる場所」と「事務局的機能」の重要性、およびそのための行政側の役割(制度化や支援)の必要性を示した。ただ、こうした制度整備が実効性をもって機能するためには、地域組織側において、活動を支える人材の確保や活動の財源確保などが必要である。ここでは、「拠点」と「事務局機能」を活かす地域組織になるために地域組織側が今後検討すべき要件を箇条書き的に整理しておく。

地域活動の有償化

これまで一般的に、地域活動は、「お互い様」(相互扶助)のことなので見返りを求めない(無償性)ことが当然と思われてきたが、近年、地域で取り組むべき活動の水準は高くなり、その一方、担い手の減少と高齢化が進んでいるため、一部の住民が生活時間の一部を割いて行うボランティアな活動ではカバーできない状況になりつつある。こうした状況に対応していき、いくつかの地域で、地域活動の一部(おもに作業を伴う部門)を有償化する動きが始まっている。

例えば、大阪市鶴見区の緑地域活動協議会(NPO法人 緑・ふれあいの家)は、会食サービスや喫茶を自治会会員有志だけで運営することは難しいと判断し、ボランティアに少額ながら時間給を支払うことで人材の確保に成功しているし、福岡市や大阪市をはじめ複数の自治体では、自治的協議会の助成金の一部を事務作業の人件費として使うことを認めている。

現時点ではそれぞれ、収入としては大きな額ではないが、それでも隠れた地域人材である元気な高齢者や主婦の掘り起しという点では有効な方策といえる。さらに言えば、今回提案している「事務局機能」を担う人材(専門的力量・常勤体制・継続性)を確保するためには、「有償化」の検討は避けて通れない課題である。

ただその一方、同一地域の中で、有償の活動と無償の活動が併存することによるフリクションや、無償であるからこそ誇りを持って取り組んでいる地域ボランティアの想いと齟齬などを心配する意見も聞かれた。改革を進める際には、こうした住民の想いにも留意することが実用である。

類似の課題として、地域リーダー層の役職手当の問題がある。地域組織の役員に経費の補てんのため(報奨の意味を込めて)手当を支給している地域が、福岡市をはじめいくつかの自治体で見られた。実経費の補てんという意味では合理的な仕組みと考えられるが、リーダーはそのような金銭は受け取るべきでないという考え方もあり、土地柄に応じた対応が必要である。

収益事業・業務委託

地域組織が収益事業(コミュニティビジネス)に取り組み、自ら運営資金を稼いでいかなければならないという風潮があるが、実際は、観光資源があるなど特別な条件を有する一部地域は別として、多くの地域が自ら収益をあげつつ地域を運営することは非常に難しい。地域交流や子どもの見守り、自主防災活動など、多くの地域活動は収益性と結びつかないし、地域カフェや給食サービスなどの活動は一定の収益を見込める可能性はあるが、基底がボランティアである以上「事業化」は難しい。

行政側は、地域への包括補助金は地域が自立するまでの「補助」だと考えている節があるが、行政が「地域との協働(自治体の公共サービスの一部を住民も行う)」に期待するのであれば、行政が公共サービスに費やす資金(税収)の一部は、当然地域に「配分」されてしかるべきものであると考える。

そのような公的支援を前提にしたうえで、地域自身が、地域活動の幅を広げるために収益事業を行う場合、地域活動と親和性が高い事業として、市民新聞配布や公園管理、施設管理など、行政の委託事業が考えられる。例えば大阪の緑地域活動協議会(NPO法人 緑・ふれあいの家)が、地域の小学校の子どもたちを支える活動の延長上に、大阪市の「児童いきいき放課後事業」を受託し活発な活動を展開しているように、行政側も、事業の外部委託を単なる経費節減(行政改革)と考えるのではなく、地域とのパートナーシップのチャンスとして発想する必要がある。なお、地域組織が収益事業に取り組む場合、法人化の問題は重要であるが、この論点については今後の研究課題とする。

属人型の組織運営と役割型の組織運営

サンプル数が少なすぎるため現時点では仮説にすぎないが、福岡市や大阪市など大都市圏の自治的協議会における観察調査によると、地域組織のリーダー層の資質あるいは運営のすすめ方が、従来と変わりつつある可能性がある。

長年にわたり地域組織を動かしてきた(隠れた)論理は、「地域で一目置かれた人物がリーダーになる」つまり「地域のことをよく知り、地域のために汗をかいてきた人が信任を受け、その信任を梃子に、長年の人的ネットワークを活かして地域のために働く」という図式である(例えば、京都の地域組織など)。これによって地域のまとまりが(地域の暮らしや近隣関係、文化が)受け継がれてきたわけであるから、この論理には一定の説得性がある。しかし、福岡市や大阪市の地域組織(自治的協議会)では、定年まで地域活動と無縁だったサラリーマンリタイア組が、定年後数年で協議会会長や公民館長など、地域組織の要職につくケースが散見される(福岡市片江校区自治協議会や大阪市緑地域活動協議会など)。そのような地域の組織の在り方を観察すると、「地域を組織的に運営する」すなわち「組織体で会議し、決まったことを各組織が実行する」という会社運営型の構造が浮かんでくる。ここでは、地域リーダーは「〇で頑張ってきた 町の××さん」ではなく、「 という役職(立場)の人」であり、支える役員たちも「××さんの指示だから」ではなく、会議で合意されたことに従いながらそれぞれの役割に応じて動くことで、多様な地域活動が可能になっている。

こうした傾向は、会社で組織的運営を身に付けてきたサラリーマン層が多い近郊住宅地でとりわけ顕著である。しかも、このタイプのリーダー層は、概して事務処理力や会議運営能力も高く、課題解決型の取り組み(プロジェクト)を得意とする。時代の要請の中で「サラリーマンのまちづくり(役割型組織運営)」が、もう一つの地域運営の形として定着していけば、これからの地域組織の在り方に新しい可能性を開くものと考えている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計8件)

乾亨、「コミュニティのマネジメント」分科会報告、査読無、コミュニティ政策、14、2016、p141-142

乾亨、地域住民組織のあしたを考える(追補版)、まちむら、査読無、134号、2016、p36-40

乾亨、地域住民組織のあしたを考える(4)、まちむら、査読無、133号、2016、p33-37

乾亨、地域住民組織のあしたを考える(3)、まちむら、査読無、132号、2015、p33-36

乾亨、地域住民組織のあしたを考える(2)、まちむら、査読無、131号、2015、p33-35

乾亨、地域住民組織のあしたを考える(1)、まちむら、査読無、130号、2015、p33-35

乾亨、深川光耀、今野裕昭、西堀喜久夫、宮西悠司、清水光久、吉川健一郎、地域組織の活性化と新しい地域リーダー創出の

ための実践的研究～「真野まちづくり」の継承と展開を目指す取り組みを通して、住総研、論文集、査読有、No.41、2014、p109-120

乾亨、京都の住民組織と地域コミュニティ政策のいま、市政研究、査読無、14冬182、2014、p6-18

[学会発表](計2件)

コミュニティ政策学会分科会「コミュニティのマネジメント」コメンテーター、2015
コミュニティ政策学会福岡大会シンポジウム「今なぜコミュニティ政策が必要か」コーディネーター、2013

[図書](計2件)

名和田是彦、乾亨、進邦徹夫、柴田直子、金野真一、廣瀬友徳、本村真二、都市自治体とコミュニティの協働による地域運営をめざして～協議会型住民自治組織による地域づくり、(公財)日本都市センター、2015、全239p(執筆:p53-77)

名和田是彦、乾亨、岡崎エミ、玉富香代、武岡明子、土田真清、(公財)日本都市センター、地域コミュニティと行政の新しい関係づくり、(公財)日本都市センター、2014、全299p(執筆:p11-32)

[産業財産権]

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

[その他]
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

乾 亨 (INUI, Ko)
立命館大学・産業社会学部・教授
研究者番号：90278482